

## 議案第 1 2 号

### 向日市旅費条例の一部改正について

向日市旅費条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市旅費条例の一部を改正する条例

向日市旅費条例（昭和26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項を次のように改める。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

第11条を次のように改める。

（車賃）

第11条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第7条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1を次のように改める。

別表第1

区 分	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)
-----	----------------	------------------	------------------

	円	円	円
常勤特別職	3,000	14,800	3,000
上記以外の者	2,200	10,900	2,200

別表第2中

「

	円	円
常勤特別職	2,600	500
上記以外の者	1,100	500

」を

「

	円	円
常勤特別職	3,000	1,500
上記以外の者	2,200	1,100

」に

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市旅費条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行																											
<p>(旅費の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>6～9 略</p> <p><u>(車賃)</u></p> <p>第11条 <u>車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p>2 <u>車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第7条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>日 当 (1日につき)</th> <th>宿 泊 料 (1夜につき)</th> <th>食 卓 料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤特別職</td> <td style="text-align: center;">円 3,000</td> <td style="text-align: center;">円 14,800</td> <td style="text-align: center;">円 3,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td style="text-align: center;">2,200</td> <td style="text-align: center;">10,900</td> <td style="text-align: center;">2,200</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)	常勤特別職	円 3,000	円 14,800	円 3,000	上記以外の者	2,200	10,900	2,200	<p>(旅費の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>6～9 略</p> <p><u>(車賃)</u></p> <p>第11条 <u>車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で、旅行の実費を支弁することができない場合には実費額による。</u></p> <p>2 <u>京都市、長岡京市および大山崎町へ出張した場合における車賃の額は、前項の規定にかかわらず、実費額とする。</u></p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>車 賃 (1日につき)</th> <th>日 当 (1日につき)</th> <th>宿 泊 料 (1夜につき)</th> <th>食 卓 料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤特別職</td> <td style="text-align: center;">円 700</td> <td style="text-align: center;">円 2,600</td> <td style="text-align: center;">円 13,100</td> <td style="text-align: center;">円 2,600</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td style="text-align: center;">700</td> <td style="text-align: center;">2,200</td> <td style="text-align: center;">10,900</td> <td style="text-align: center;">2,200</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	車 賃 (1日につき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)	常勤特別職	円 700	円 2,600	円 13,100	円 2,600	上記以外の者	700	2,200	10,900	2,200
区 分	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)																									
常勤特別職	円 3,000	円 14,800	円 3,000																									
上記以外の者	2,200	10,900	2,200																									
区 分	車 賃 (1日につき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)																								
常勤特別職	円 700	円 2,600	円 13,100	円 2,600																								
上記以外の者	700	2,200	10,900	2,200																								

別表第 2

区 分	鉄道 100 キロメートル以上、水路 50 キロメートル以上又は陸路 25 キロメートル以上の旅行の場合	鉄道 100 キロメートル未満、水路 50 キロメートル未満又は陸路 25 キロメートル未満の旅行であって、当該旅行が 5 時間以上の場合
常勤特別職	円 3,000	円 1,500
上記以外の者	2,200	1,100

別表第 2

区 分	鉄道 100 キロメートル以上、水路 50 キロメートル以上又は陸路 25 キロメートル以上の旅行の場合	鉄道 100 キロメートル未満、水路 50 キロメートル未満又は陸路 25 キロメートル未満の旅行であって、当該旅行が 5 時間以上の場合
常勤特別職	円 2,600	円 500
上記以外の者	1,100	500